

薬局業務委託契約書

株式会社 ■■■ (以下「甲」という) と ■■■ (以下「乙」という) は、甲の薬局業務の委嘱に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 (目的)

甲は乙に対し、調剤薬局運営全般に関する業務、その他これに付帯する業務 (以下「本件業務」という) を委嘱し、乙はこれを受託する。

第2条 (契約期間)

1. 本契約は、2021年 5/1、5/8、5/22、5/29、6/5、6/12、6/19、6/26 とする。

第3条 (報酬及び支払)

1. 本契約に基づく報酬額は■■■■円 (消費税抜) とする。但し、契約業務内容に変動が生じた場合、報酬を変更することがある。
2. 本件業務にかかる交通費、宿泊費等の経費は甲が負担するものとし、乙は報酬と共に明細を記載した請求書を速やかに発行する。
3. 甲は、本条に定める報酬及び前項に関する経費を、乙の指定する銀行口座への振込み、または現金により支払うものとする。(請求書到着日より 30 日以内) なお、振込にかかる手数料は甲の負担とする。

第4条 (資料・情報等)

1. 乙は、甲から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
2. 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合及び機関満了の場合、または甲からの要請があった場合、乙は貸与された資料、機器等をすみやかに甲に返却するものとする。

第5条（機密保持）

1. 機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。
2. 乙は甲から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。
3. 乙は機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
4. 本条の規定は、本契約終了後または期間満了後も有効に存続する。

第6条（成果の権利および知的財産権の帰属）

1. 本件業務に基づき乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に乙が既に保有するものを除き、すべて甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。
2. 前項の規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）に規定される権利も含むものとする。
3. 乙は、成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことを合意する。
4. 乙は、甲の書面による承諾を得るかもしくは別途、合意をしなければ、成果物の全部あるいは一部及びその複製物を保有し、利用することはできないものとする。

第7条（権利の侵害）

1. 乙は、本件業務を行なうにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、自己の責任と負担において処理・解決するものとする。

第8条（報告義務）

1. 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。
2. 本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行なうものとする。

第9条（再委託）

乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に再委託できない。尚、甲の事前の承諾を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

第10条（権利義務譲渡の禁止）

乙は甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

第11条（損害賠償）

本契約に関して乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、甲は損害の賠償を請求することができる。

第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、〇〇地方裁判所△△支部又は□□簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

